

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

28佐地環第81号

平成28年(2016年)8月10日

株式会社RTA

代表取締役 鶴見 和行 様

長野県佐久地方事務所長

平成28年6月22日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処分業の新規許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社RTA 代表取締役 鶴見 和行 安曇野市豊科南穂高374-5	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	佐久市望月2084番地	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	破砕、油化	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	○廃プラスチック類の破砕施設 ①2.25t/日(0.25t/h 9時間稼働) 【型式 SL-1000】 ②2.7t/日(0.3t/h 9時間稼働) 【型式 SH500-55】 ○廃プラスチック類の油化施設 4.8t/日(0.2t/h 24時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	・佐久市本牧区 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	・佐久市長 ・佐久市本牧区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者 ・佐久市本牧区で農業、林業又は漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時)平成28年8月22日(月)午後7時から (場所)望月地域コミュニティーセンター	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。